

衆議院

環境委員会議録 第十三号

平成十三年六月八日(金曜日)

午後二時十七分開議

出席委員

委員長 五島 正規君

理事 伊藤 達也君

理事 柳本 卓治君

理事 小林 守君

理事 青山 二三君

理事 岩崎 忠夫君

理事 岡下 信子君

理事 小泉 龍司君

理事 坂本 剛二君

理事 谷田 武彦君

理事 鳩山 邦夫君

理事 平井 卓也君

理事 奥田 建君

理事 佐藤謙一郎君

理事 手塚 仁雄君

理事 田端 正広君

理事 金子 哲夫君

稲葉 大和君

山本 公一君

近藤 昭一君

樋高 剛君

小淵 優子君

熊谷 市雄君

河野 太郎君

下村 博文君

西野あきら君

原田昇左右君

細田 博之君

鎌田さゆり君

蛟島 宗明君

長浜 博行君

藤木 洋子君

原 陽子君

環境大臣

環境副大臣

環境大臣政務官

環境委員会専門員

川口 順子君

風間 昶君

西野あきら君

澤崎 義紀君

委員の異動

六月八日

辞任

熊谷 市雄君

細田 博之君

増原 義剛君

佐藤謙一郎君

同日

辞任

岩崎 忠夫君

補欠選任

谷田 武彦君

坂本 剛二君

岩崎 忠夫君

手塚 仁雄君

補欠選任

増原 義剛君

第一類第十一号 環境委員会議録第十三号 平成十三年六月八日

坂本 剛二君
谷田 武彦君
手塚 仁雄君
細田 博之君
熊谷 市雄君
佐藤謙一郎君

六月五日
自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三三号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三三号)(参議院送付)
環境保全の基本施策に関する件
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案起草の件
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する件

〇五島委員長 これより会議を開きます。
環境保全の基本施策に関する件について調査を進めます。
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案起草の件について議事を進めます。
本件につきましては、先般来理事等において協議してまいりましたが、本日、お手元に配付いたしておりますのとおり起草案を得ましたので、委員長から、本起草案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

近年、人類共通の課題となっているオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることから、オゾン層を破壊したまたは地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制することが喫緊の課題となっております。

こうしたことから、フロン類の大气中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーからのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーに使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を定める本案を起草した次第であります。

次に、本起草案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、本起草案は、オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収・破壊のための措置を講じ、人類の福祉に貢献すること等を目的としております。

第二に、本起草案の対象物質であるフロン類は、CFC、HCFC及びHFCの三種のフロン類とします。また、本起草案の対象機器は、第一種特定製品を業務用冷凍空調機器とし、第二種特定製品をカーエアコンとしております。

第三に、フロン類の回収・破壊に関する事項について指針を定めるとともに、事業者、製造業者、国民、国、地方公共団体の責務を定めることとしております。

第四に、業務用冷凍空調機器からフロン類を回収する業者、つまり第一種フロン類回収業者は、都道府県知事の登録を受けることとしております。

す。第一種フロン類回収業者には、回収の基準の遵守等の義務を課し、都道府県知事は、必要な指導、助言、勧告、命令をすることができることとしております。

第五に、廃車しようとする自動車ユーザーに対する窓口として、第二種特定製品引取業者は都道府県知事の登録を受けることとしております。引取業者は、カーエアコンを自動車ユーザーから引き取り、自動車フロン類管理書を添付して第二種フロン類回収業者に引き渡すことで、不正請求防止のための重要な役割を果たすこととなります。また、引取業者からカーエアコンを引き取り、フロン類を回収する業者は、第二種フロン類回収業者として都道府県知事の登録を受けることとしております。

さらに、引取業者、第二種フロン類回収業者には、フロン類の運搬または回収の基準の遵守等の義務を課し、都道府県知事は、必要な指導、助言、勧告、命令をすることができることとしております。

第六に、特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を行うとする業者は、主務大臣の許可を受けることとしております。

また、フロン類破壊業者には、破壊の基準に従ってフロン類を破壊する等の義務を課し、主務大臣は、必要な指導、助言、勧告、命令をすることができることとしております。

第七に、業務用冷凍空調機器については、事業者間の相対取引で廃棄されることから、廃棄するユーザー事業者が適正な料金を支払って第一種フロン類回収業者にフロン類を回収してもらうこととしております。これは、相対取引で行われている現在の自主的取り組みを推進するものであります。

これに対して、自動車は、一般のユーザーの占

める割合が大きく、廃棄に当たってもさまざまな関係者が関与し、複雑なルートをとるという現状を踏まえて、本起草案では、第二種フロン類回収業者が、集めたフロンを自動車メーカー、輸入業者に持っていく回収、運搬の費用を払ってもらえるフロンの流れとお金の流れを分離する仕組みとなっております。

このような、物、金分離システムを導入することで、フロン類回収業者に確実にお金が渡るとともに、フロンを集めれば集めるほどもうかるという経済的なインセンティブが回収業者に与えられます。

これは、拡大生産者責任の考え方に基づき、自動車メーカー等にカーエアコンから回収されたフロンの費用の支払い義務を課すものであります。

なお、自動車メーカー等は、自動車ユーザーに負担を求めることができることが規定されており、具体的な徴収方法は自動車リサイクルシステムの検討を待って定め、その段階で必要な措置をとることとしております。

第八に、雑則においては、フロン類のみだりな放出の禁止、特定製品へのフロン類の回収・破壊に関する必要な事項の表示等が規定されております。

第九に、不正な登録、知事または主務大臣からの命令違反、フロン類のみだりな放出等に対して罰則を科してあります。特にフロン類のみだりな放出については、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金という、他の環境法令と比べても厳しい罰則が科されております。

第十に、この法律は、平成十四年四月一日から施行することとしてあります。ただし、カーエアコンからのフロン類の回収義務や費用支払いに係る規定に関しては、平成十四年十月三十一日までの間で政令で定める日から施行することとしてあります。

第十一に、自動車メーカー等から自動車ユーザーへの費用徴収方法、自動車リサイクル法との整合性の確保、断熱材等の冷媒以外の用途に使わ

れているフロン類に関する調査研究等検討事項を規定しております。

以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案 (本号末尾に掲載)

○五島委員長 本件について発言を求められておりますので、順次これを許します。小林守君。

○小林(守)委員 民主党・無所属クラブを代表して、フロン回収・破壊法案に対する意見表明をさせていただきます。

フロン類は、オゾン層破壊、温暖化などさまざまな地球環境問題の原因物質であり、人工の化学物質であります。これは人為的に製造される物質であり、人類、とりわけ現世代がこの人工の化学物質をコントロールする責任を果たさなければなりません。

特に、世界第二位のフロン製造・消費国である日本の責任は重大であるにもかかわらず、これまでの間、結果として有効な手だてを講ずることができませんでした。市場メカニズムに任せておだめ、業界団体及び地方自治体の自主的回収でもだめでした。このような回収・破壊の状況でありながら、フロンの大気中への放出に手をこまねき、フロン回収をいたずらに遅らせ放置してきた政府及び通産省の審議会である化学品審議会の猛省を求めるものであります。

さて、私たち民主党は、フロンの放出禁止、回収義務化に向けて、九七年にフロンの放出禁止、回収義務化などを主な内容とするオゾン層保護法の改正案を提出しましたが、審議もされず廃案となっていました。

その内容は、フロンの放出禁止、指針に基づく費用負担の明確化などを内容とするものであり、自主的取り組みのシステムを法的に裏づけし、回収・破壊を義務としたようなものであり、事業者

に不可能を強いるものではなかったにもかかわらず、数多くの激しい抵抗があったことを覚えております。

それ以降も、フロンは業界団体等の自主的な取り組みなどで回収が進められてきましたが、十分な回収率を確保することができませんでした。その間にも、大量のCFCなどが大気中に放出され、オゾン層の破壊や温暖化効果など地球環境への負荷を与え続けたのです。私たち立法府も、このようなフロンの大気中への放出を規制できなかったことは深く反省すべきであると考えます。

そこで、さきの国会から、議員立法でフロン回収義務化を行うとする機運が高まり、ようやく回収を義務化する方向になり、今回成案を得ることになったことについては、長年フロン回収義務化を唱えてきた一人として大変喜ばしいことと考えております。

ところで、民主党としても、フロンに関する政策を取りまとめておりますが、その内容について述べたいと思います。

第一に、フロンは環境負荷を与える物質であることは明らかであり、経済的な措置により脱フロン化の方向性を明確にする必要があります。

第二に、市場に出回っているフロンについては、放出をできる限り防止する観点から、廃棄時に排出者に費用負担を求めるべきではないと考えます。

第三に、フロンは、製品廃棄時だけでなく、修理やメンテナンスなどに伴って放出されることになることから、このような場面でもフロン回収がなされることが望ましいと考えます。

第四に、回収や破壊が現状では困難である用途、例えば断熱材、放出を前提としている用途、例えばスプレー缶、についても脱フロン化を図らなければ、回収可能な用途のみ負担がふえるという結果となってしまいます。これは望ましい状態ではなく、回収が行われない用途についても何らかの負担をさせるか、脱フロン化を明確にさせる必要があります。

第五に、フロンの放出問題は地球環境問題であるから、国内対策だけではなく、途上国においても対策を進めなければなりません。特に自動車などはかなりの量が中古や新車として輸出されており、国際的な責務としてフロンの回収を進めなければならぬと考えます。

第六に、フロンについては、その製造から廃棄に至るまで、その流れを十分に把握し、総合的な対策を施さなければなりません。その意味で、量的な流れの把握は、回収・破壊が実効性を伴っているかを確認するためにも重要であると考えます。

第七に、脱フロン化に向けた研究開発、現在ある脱フロン化技術の普及などについても国が積極的に取り組むべきであると考えます。

以上のような方向性が担保されるのであれば、民主党としては、回収・破壊義務を明確化し、大気中への放出を防ぐための今回のフロン回収・破壊法案について、ぜひとも成立させるべきであると考えます。まだまだ不十分な点もあることは事実ですが、法律的に回収を担保した意義は大きいと考えます。

私としては、今後も、地球市民の一員として、未来への責任を果たすため、フロン回収の徹底、脱フロン化に向け努力する所存であることを申し上げて、民主党・無所属クラブを代表しての私の意見表明とさせていただきます。(拍手)

○五島委員長 田端正広君。

○田端委員 公明党の田端正広です。

私は、自民、公明、保守の与野三党を代表して、フロン回収・破壊法案についての意見を述べさせていただきます。

本法案は、与野三党が環境保全施策に関する与党プロジェクトチームにおいて取りまとめた与野三党案をもとにしたものであります。

COP6を控えた昨年の臨時国会において、我が国の積極的取り組みを示すため、フロン回収・破壊法案の成案を得ることが与野党共通の目標となりました。各党でそれぞれの取り組みに加

え、衆議院環境委員会としても、フロン回収現場の視察や参考人意見聴取を行うなど、立法府が現場の声を直接聞きながら、成案を得ようというムードが盛り上がりました。

昨年十一月三十日、公明党が最初にフロン回収・破壊法案を公表し、超党派での成案づくりを具体化させました。本年に入り、与党プロジェクトチームが設置され、以来、今日まで十三回に及ぶ三党P.Tでの意見交換や自動車メーカー等からのヒアリングを通じて、より実効性の高い法律案ができてきました。

その内容は、業務用冷凍空調機器とカーエアコンのそれぞれの特徴を踏まえた回収・破壊の仕組みをつくったことです。業務用冷凍空調機器はユーザー事業者が費用支払いの責任を負う、カーエアコンからのフロン類の回収については、自動車メーカーがフロン回収業者に対する費用の支払いの責任を負うとの本法案の骨格は、まさに昨年、与党プロジェクトチームの主導により制定された循環型社会形成推進基本法に盛り込まれている拡大生産者責任と排出者責任の考え方を具体化したものであります。

本法案成立のポイント、ユーザーへの費用徴収方法の扱いでした。三月末の与党第一次案では、自動車メーカー、輸入業者がフロンの回収等の費用を支払わなければならないことを規定するが、メーカーは自動車ユーザーから費用を徴収できることだけを規定し、ユーザーからの徴収は自動車メーカーに任せてしまおうというものでした。仮にユーザーからの徴収方法が決まらないうと、自動車メーカーは自腹を切らなければならないことになるということでしたが、ユーザーからの費用の徴収方法をめぐる膠着状態を突破するにはこの方法しかないと思ひ提案したものであります。幸いに、自動車メーカーも与党の提案を了解し、フロン回収・破壊法は成立に向けて大きく前進しました。

本法案がまとまるまでにはいろいろ紆余曲折を経てきたわけですが、我が国で初めて、地

球環境保全のための費用について生産者の支払い責任を規定した法律が成立することは大きな意味があります。

また、オゾン層を破壊するだけでなく、二酸化炭素の八千五百倍もの強力な温室効果を有するCFCは、既に九〇年代の後半に放出のピークを迎え、あと五年もすれば大半が大気中に放出されてしまつと予測されております。我が国のフロン回収・破壊問題への対応は後手後手に回り、予防的な対応を原則とする環境分野においては許されざる状況にあると言えます。

さらに、本年七月までに先進国は、CFCの回収・破壊の方針を含むCFC管理戦略を国連環境計画(UNEP)オゾン事務局に提出しなければなりません。政治主導の取り組みにより、本日もここにフロン回収・破壊法案がようやく可決されようとしておりますが、一刻も早い対応が求められております。

カーエアコンからのフロン類の回収に関する規定は、「平成十四年十月三十一日までの間において政令で定める日」から施行するとは、十月三十一日から施行することを意味するものではありません。できるだけ早く施行するよう政府には最大限の努力を要求いたします。

また、自動車メーカー等には、法の施行以前であつても、フロンの回収・破壊の実効性を上げる措置を自主的に講じていただきたいことを最後に強く要請しておきたいと思ひます。

以上です。(拍手)

○五島委員長 樋高副君。

○樋高委員 自由党の樋高副でございます。フロン回収・破壊法律案への意見表明をさせていただきますと思ひます。

地球は、人類にとってかけがえのないものである。しかしながら、環境汚染は、今や国内の問題のみならず、地球規模で広がっており、環境問題の解決は、国際的な重要な課題として考えなければなりません。生産技術の向上によって人々の生活は豊かに

なったものの、一方では、生産、消費、廃棄が環境に大きな負担をかけ、長期的かつ広域的な問題となっていることは、言うまでもなく現在の課題であります。

その中でもフロン類は、業務用冷媒やカーエアコンなど、我々の生活に密接にかかわり、また、快適な生活の一助となったことは事実であります。しかしながら、製品の廃棄後、大気中に放出されたフロンは、オゾン層の破壊を進行させ、ひいては人類の生命を脅かしかねない事態となっております。

なおかつ、主要なオゾン層破壊物質の生産が廃止されても、過去に生産され現在使われている製品に含まれるフロン類は、今後廃棄という過程において大気中に放出されるおそれがあり、放出を防止するための対策が必要とされております。

さらに、平成十一年十二月に北京で開催されたモントリオール議定書第十一回締約国会合において、先進国は、平成十三年七月、つまり来月までにCFCの回収等を含むCFC管理戦略を策定し、事務局に報告することとされております。

このような現状において、我が国が、オゾン層保護及び地球温暖化対策において、世界有数のフロンの生産・消費国としての責任を果たすためには、国内外で理解されるフロン回収・破壊システムは、国内外で理解されるフロン回収・破壊システムの構築、放出防止、関係者の役割分担と費用負担のあり方を明確に示し、実効性のある施策を講じていく必要があります。この点において、フロン回収・破壊のあり方を明確にした法律の制定は重要であり、また急務であると考えます。

今後、回収・破壊の有効性を高める観点から、対象物質や対象製品はなるべく広い範囲を対象とし、対象物質の処理の過程について、回収・破壊まできちんと監視すること、回収・破壊に当たつての費用負担のあり方を明確にするために、公正、透明な費用負担基準をつくり、その情報は広く公開していくこととすべきであります。

また、積極的な施策として進める観点から、国、地方を通じて、フロンについての現状と、回

収・破壊義務の存在、放出の禁止などを国民に周知啓発するための取り組みを推進したり、フロンを使わない冷媒など新技術への移行が図られるよう技術支援を行うべきであります。また、回収を見込んでいる物質についても、極力使用が抑制されるよう努力すべきであります。

実効性あるフロン回収・破壊法の法制化は、早ければ早いほど望ましいことでもあります。施行期間は、事業者や地域や国民の周知を図るためにもある程度の期間は必要でありますけれども、なるべく早い段階での施行を行うべきであります。

さらに、運用において、現在施行されているリサイクル関連法における課題点、問題点を点検し、同じ課題を繰り返さない法整備が必要であり、運用上の課題が発生した場合には適切に対応するよう今後努力していかねばならないと考えます。

我が国は、地球温暖化対策京都会議の議長国であり、そこではHFCが新たに対象物質として取り上げられました。COP6やCFC管理戦略の報告に当たって、我が国の国際的な信用を確保するという観点からも、また、環境先進国を目指す観点からも、実効性が確保されるフロン対策が求められており、法制化のみならず、国内外連携した環境対策を積極的に取り組んでいくべきであることを申し上げ、私の意見表明を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○五島委員長 藤木洋子さん。

○藤木委員 ただいま議題となりました委員長提案に対する日本共産党の意見表明をさせていただきます。

この法案は、業務用冷凍空調機器とカーエアコンからのフロン類を回収・破壊する新たな枠組みを法制化するもので、一定程度の改善になるものです。しかし、この法制化の仕組みでは、幾つかの問題点を指摘しなければなりません。

その第一は、回収・破壊システムの責任が専ら回収・破壊業者と地方自治体に負われ、フロン及びフロン使用製品の製造者等の責任と負担が全

く不十分な規定であり、拡大生産者責任でのフロン回収・破壊の法案とはなっていないことです。

自動車製造者等は、フロン類の引き取り及び引き渡す義務を負わされていますが、実際のフロン類の回収・処理の工程は、都道府県知事や所管大臣の指導監督のもとに、フロン類回収業者とフロン類破壊業者を負わされています。そして費用負担についても、自動車製造者等が支払うことになっていますが、その料金は自動車ユーザーに負担させるものです。しかも、引取業者、回収業者及び破壊業者への指導監督は国や地方自治体が負っておりま。

ですから、都道府県の指導監督のもと、自動車ユーザーの費用負担で登録された回収・破壊業者がフロン類を処理するというシステムであり、到底、自動車製造者等に拡大生産者責任が負わされたなどとは言えないものだと考えます。

第二に、カーエアコンから出るフロンの処理費用について自動車ユーザーの負担を明記しながら、その支払い方法については自動車リサイクル制度を待つて決めるなどは、立法府が政府に制度の重要な規定を白紙委任するようなものです。

ことし四月に産廃環境部会が出した中間報告の「費用負担及び費用徴収方法」では、運営に必要な費用は自動車ユーザーに料金として請求するとしています。そして費用徴収方法では、使用便益を得た者としてリサイクル費用を負担した者の一致を強調しています。

これら産廃部会が構築しようとしている自動車リサイクルシステムでは、使用済み自動車の廃車時に自動車ユーザーに回収・処理の料金を支払わせることが明らかです。ですから、先送りされている費用負担の支払いは販売時と規定することです。それでこそ不法廃棄の防止やコスト削減などの効果が期待できるからです。

第三に、将来的にどのような自動車リサイクル制度になるのか明確でないのに、政府がこの法律の自動車からのフロン類の回収及び破壊に関する

規定について、廃止も含めた見直しをするなどという規定を盛り込んでいることです。

産廃環境部会が出した中間報告では、解体業者らの登録制を盛り込んでいたものの、運営は国や自治体で負わされている、メーカーは廃車の引き取りも解体業者との契約も免れ、認定、査察にも全くタッチしないことになっています。このシステムは、メーカーがみずから処理工場を経営するか既存の業者と契約をして廃家電のリサイクル率を向上させようとする家電リサイクル法よりも後退したものであり、むしろ大量生産、大量消費、大量廃棄社会を温存するものです。

既にドイツでは、拡大生産者責任の理念に基づいて、メーカーが解体業者と契約して廃車の無償引き取りネットワークを構築し、業者とともに廃車処理全体に責任を持っています。ですから、自動車リサイクル法の制定に当たっては、フロン類の処理も含めて、生産者責任と費用負担を明確にすべきです。

この法案には、以上のような問題点がありますが、新たな法制化に伴い、少なくとも現在、放置状態のフロン類の回収・破壊が一定程度促進する可能性はあります。

日本共産党は、これまで、フロン類の回収・破壊法案の法制化を緊急課題として、本年度の予算組み替え要求などにも盛り込み、法制化の実現に努力してきました。

我が国が、オゾン層保護及び温暖化対策で世界有数のフロン生産・消費国としての責務を果たすために、拡大生産者責任に基づいた自動車製造者等の責任と費用負担を引き続き追求することを表明して、日本共産党の意見といたします。(拍手)

○五島委員長 金子哲夫君。

○金子哲夫委員 社会民主党・市民連合の金子です。

フロン回収・破壊法に対し、社会民主党・市民連合を代表して意見を申し上げたいと思います。

今回の同法は、フロンによるオゾン層の破壊や地球温暖化など地球環境への大きな影響を考える

と、どうしても先送りすることのできない緊急な課題として、各党協議の上、委員長発議によって成立させることとなり、私は、そのことについては素直に評価したいと思っております。

しかし、同時に申し上げたいことは、当然のことですけれども、これでフロン問題がすべて解決したということではありません。これから、フロンによる地球環境への影響を考え、代替フロンの開発や、今回対象とならなかった断熱材などに含まれるフロン対策など、引き続き努力しなければなりません。環境省はもとより、関係業界などの積極的な対応を強く求めるものです。

さて、今回のフロン法に関して要望したいことを幾つか述べさせていただきます。

まず第一に、実施時期の問題です。本法では、十月三十一日までの間、政令で定める日となっていますが、フロン回収・破壊の緊急性を考えますと、一日でも早く施行することが望まれます。そのためには、本法成立後直ちに自治体、回収業者、自動車業界などへの働きかけを強め、早期実施が実現するよう強く要望します。

第二には、費用のユーザー負担の問題です。私たち社民党は、この間の協議でも、この問題に対して、本法において、自動車製造者からユーザーへの費用請求時期を明確にすべきだと主張してまいりました。とりわけ、本年四月一日に始まった家電リサイクル法が、料金後払いのために不法投棄を引き起こすという大きな社会問題となっているからです。費用請求時期のいかによっては、自動車も不法投棄の対象となること十分に予測されます。

本法を議員立法として成立させるのですから、費用請求時期によって不法投棄を招くようなことがあってはならないため、ここを強調したわけですから、少なくとも、本法の施行に当たっては、費用の請求時期が廃車時であってはいかならないというところを改めて強調したいと思えます。

第三には、当然のことですが、現在検討されている自動車リサイクルに関する法律でも、本法で

定めたカーエアコンからのフロン類の回収・破壊に関する仕組みは組み入れられるべきであります。

また、料金についても、フロン回収率を高めるという観点に立つて、適正な価格となることは当然ですが、価格決定に当たったのすべての情報が提供されるよう強く求めます。その際、回収量のみならず、回収台数をも考慮されるべきだと考えます。

そして、何よりも大切なことは、事業者はもとより、国民の理解と協力なくして実効性を高めることはできません。フロン類の環境への影響や現状などを広く国民に周知啓発することが求められています。政府としては、積極的にその対策を講じられることを強く求めます。

あわせて、国民の中に廃棄物処理、リサイクル問題への理解が深まるよう積極的な対策が講じられることを強く要望して、社民党・市民連合の意見といたします。(拍手)

○五島委員長 これにて発言は終了いたしました。お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○五島委員長 起立総員。よって、そのとおり決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○五島委員長 次に、本法律案の提出に際しまして、山本公一君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六会派共同提案によ

る特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。小林守君。

○小林(守)委員 私は、ただいま議題となりました特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する決議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表いたしまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する件(案)

政府は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を施行するに当たっては、次の諸点に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 施行時期

カーエアコンに含まれるフロン類の回収破壊に関する施行準備を急ぎ、可能な限り早い時期に施行すること。

二 途上国の脱フロンに向けた取組みへの技術支援

国内におけるフロン対策の推進に加え、途上国におけるフロン類の生産量及び消費量の削減に向けた取組み、フロン類の回収破壊のための取組み、オゾン層の破壊をもたらさずかつ地球温暖化に深刻な影響を及ぼさない代替物質、代替技術の普及等の途上国における脱フロン対策の推進に向けた取組みについて国際協力の強化に努めること。

三 代替技術の普及等

フロン類の排出抑制の観点から、技術的及び経済的実行可能性を踏まえつつ、フロン類を使わない冷却・冷凍技術の普及を促進すること、フロン類の使用が不要な用途における回収が見込まれないフロン類を含む製品につ

いて代替物質への早期転換を促進することその他の必要な措置を講ずるよう努めること。

四 整備の際の配慮

本法第六十七条(特定製品の整備等の際の遵守事項)については、特定製品の整備等を行うフロン類回収業者その他の事業者に対して指導・監督を徹底すること。

五 料金の基準

本法第五十七条(第二種特定製品に係る費用負担)第一項に基づき、主務大臣が定める基準については、関係者の負担や技術的な実施可能性などに留意しつつ、第二種フロン類回収業者によるフロン類の回収の取組みが促進されるよう適切な配慮を行い、その内容を定めるべきこと。また、基準の策定に関しては、適切な情報が公開されるよう努めること。

六 自動車製造業者等から自動車ユーザーへの費用請求の方法

本法第六十条(自動車を運行の用に供する者の費用負担)に基づき、自動車製造業者等が自動車ユーザーに負担を求める方法について、フロン類の大気中への不法放出を防止し、回収の実効性を高める観点に立ち、自動車リサイクルの検討作業を通じて早急に結論を得ること。

七 自動車リサイクル法との関係

自動車リサイクル法に関する法律の検討に当たり、カーエアコンからのフロン類の回収破壊については同法で定めることとし、その際には、原則として本法におけるカーエアコンからのフロン類の回収破壊に関する仕組みを規定するものとする。

八 経済的措置の検討

フロン類の放出による環境負荷の増大を防止するため、フロン類の利用形態等の特性、環境保全上の効果、国民経済に与える影響、技術的革新を促進する効果、適用に当たって必要とされる行政コストなどを総合的に考え

て、経済的措置も含めた種々の政策措置によるフロン類の放出抑制に関する全体的な対策を検討すること。

九 フロン類の生産量・出荷量

フロン類の生産から使用、廃棄に至るまでの過程の把握を行うことが、フロン類の大気中への放出を抑制するための対策の推進に有効であることから、引き続き、フロン類製造業者、フロン類を使用して製品を製造する事業者、フロン類を使用した製品の使用者等の協力を得ながら、その把握を行うよう努めること。

十 国民への周知

本法の施行に当たっては、国民、事業者等の円滑な協力を確保し、実効性ある施策を推進する観点から、フロン類の現状、回収破壊義務の必要性、放出の禁止規定等について広く国民に周知啓発するための積極的な対策を講ずること。

十一 自動車製造業者及び自動車輸入業者に対する指導・監督の徹底

フロン回収の緊急性に鑑み、本法の施行は平成十四年四月一日とされている。一方、カーエアコンからのフロン類の回収に関する規定については、費用とフロンの流れを分離する新たな制度を採用することから、制度の円滑な導入と関係者の取組みの確実な実施により実効性を確保する観点から、平成十四年十月三十一日以前で政令で定める日から施行することとされているところであるが、特に、自動車製造業者及び自動車輸入業者に対しては、次の措置が講ぜられるよう、指導・監督を徹底すること。

1 本法に基づくカーエアコンからのフロン類の回収に関する規定の施行までの間も、カーエアコンに含まれるフロン類の回収の実効性を高めること。

2 本法の早期施行に向けた条件整備を行うこと。

3 本法の円滑な施行が図られるよう、国及

び都道府県との連携を密にし、必要に応じて本法の施行に関する国及び都道府県の施策に協力すること。

右決議する。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○五島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○五島委員長 起立総員。よって、本動議のとおり決議することに決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、環境大臣から発言を求められておりますので、これを許します。川口環境大臣。

○川口環境大臣 ただいま御決議になりました決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力する所存でございます。

○五島委員長 本決議の議長に対する報告及び関係各方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○五島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○五島委員長 次に、内閣提出、参議院送付、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。川口環境大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○川口国務大臣 ただいま議題となりました自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

大都市地域を中心とする窒素酸化物による大気汚染については、工場等の固定発生源や自動車排出ガスに対する規制に加え、本法に基づいて特別の排出基準の設定等の施策を実施してきたところであり、自動車の交通量の増大等により、対策の目標とした二酸化窒素に係る大気環境基準をおおむね達成することは困難な状況にあります。

一方、浮遊粒子状物質による大気汚染も厳しい状況にあり、とりわけ近年、ディーゼル車から排出される粒子状物質については、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響について社会的関心が高まっております。このため、窒素酸化物に対する従来の施策をさらに強化するとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図るために新たに施策を講ずることが喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、新たに、自動車から排出される粒子状物質による大気汚染の防止に関して、窒素酸化物と同様に国、地方公共団体を通じた総合的な対策の枠組みを構築し、一定の自動車について粒子状物質の排出量に係る規制を行うとともに、従来の事業者に対する指導等の制度を拡充強化することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保を図る必要があるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、本法に基づいて対策を行う物質として粒子状物質を追加することです。

特定の地域において自動車から排出される粒子状物質の総量の削減を図るため、国は、自動車から排出される粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を策定することとし、特定の地域の都道府

県知事は、これに基づき総量削減計画を策定することとしており、さらに、国は、一定の自動車について粒子状物質の排出量に係る規制を行うこととしております。

第二に、自動車を使用する事業者に対する措置の強化であります。

事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制を図るため、一定の要件に該当する事業者について、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制のための措置の実施を義務づけるための措置を講ずることとしております。

従来の対策に加え、これらの対策を総合的に講ずることにより、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保を図ることとしており、法律の名称も、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法と改めることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○五島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○五島委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る十五日金曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○五島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

次回は、来る十二日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条 第八条）

第二章 第一種特定製品からのフロン類の回収（第九条 第二十四条）

第三章 第二種特定製品からのフロン類の回収（第二十五条 第四十三条）

第四章 フロン類の破壊（第四十四条 第五十五条）

第五章 費用負担（第五十六条 第六十四条）

第六章 雑則（第六十五条 第八十一条）

第七章 罰則（第八十二条 第八十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二條第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「フロン類」とは、クロ

他特定製品に使用されているフロン類の排出の抑制のために必要な措置を講じなければならない。

(製造業者の責務)

第五条 フロン類又は特定製品の製造を行う事業者は、第三条第一項の指針に従い、フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの開発及びその物質を使用した製品の開発を行うように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されているフロン類の適正かつ確実な回収及び破壊その他特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、第三条第一項の指針に従い、特定製品を廃棄する場合には、当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう、事業者及び国民の理解と協力を得るための措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 第一種特定製品からのフロン類の回収

(第一種フロン類回収業者の登録)

第九条 第一種フロン類回収業第一種特定製品が廃棄される場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収

することを業として行うことをいう。以下同じ。を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

四 事業所ごとの第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

五 その他主務省令で定める事項

(登録の実施)

第十条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

四 第九条第一項の登録を受けた者(以下「第一種フロン類回収業者」という。)で法人であるものが第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日から三十日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

五 第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第十二条 第九条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第九条第二項、第十条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第十三条 第一種フロン類回収業者は、第九条第二項各号に掲げる事項に変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十条及び第十一条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(第一種フロン類回収業者登録簿の閲覧)

第十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十五条 第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類回収業に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類回収業を廃止した場合 第一種フロン類回収業者であつた個人又は第一種フロン類回収業者であつた法人を代表する役員

2 第一種フロン類回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種フロン類回収業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十六条 都道府県知事は、第十二条第一項若し

くは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は次条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種フロン類回収業者の登録を抹消しなければならない。
(登録の取消し等)

第十七条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 不正の手段により第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。
二 その者の第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が第十一条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。
三 第十一条第一項第一号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。
四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分違反したとき。

第十二条 第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。
(主務省令への委任)

第十八条 第九条から前条までに定めるもののほか、第一種フロン類回収業者の登録に関し必要な事項については、主務省令で定める。
(第一種特定製品廃棄者の引渡義務)

第十九条 第一種特定製品を廃棄しようとする者(以下「第一種特定製品廃棄者」という。)は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に對し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。
(第一種フロン類回収業者の引取義務)

第二十条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。
(第一種フロン類回収業者の引渡義務)

第二十一条 第一種フロン類回収業者は、前条第二項の規定によりフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用(当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第四十五条第二号二に規定するフロン類破壊業者に對し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。
(回収量の記録等)

第二十二条 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品が廃棄される場合において回収した量、第四十五条第二号二に規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項に關し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品が廃棄される場合において回収した量、第四十五条第二号二に規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

ばならない。

(指導及び助言)

第二十三条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者に對し、第二十条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第二十一条第一項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に關し必要な指導及び助言をすることができる。
(勧告及び命令)

第二十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が第二十条第二項に規定するフロン類の回収に關する基準又は第二十一条第二項に規定するフロン類の運搬に關する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類回収業者に對し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。
2 都道府県知事は、正当な理由がなく前条に規定する引取り又は引渡しをしない第一種フロン類回収業者があるときは、当該第一種フロン類回収業者に對し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた第一種フロン類回収業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該第一種フロン類回収業者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章 第二種特定製品からのフロン類の回収
(第二種特定製品回収業者の登録)

第二十五条 第二種特定製品引取業(使用済自動車(運行の用に供することを終了した自動車)をいう。以下同じ。)に係る第二種特定製品の引取りを業として行うことをいう。以下同じ。)を行うおととする者は、その業務を行うおとする事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 事業所の名称及び所在地
三 第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制
四 その他主務省令で定める事項
(登録の実施)

第二十六条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第二種特定製品引取業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
(登録の拒否)

第二十七条 都道府県知事は、第二十五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同条第三号に掲げる事項が第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 次条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者

四 第二十五条第一項の登録を受けた者(以下「第二種特定製品回収業者」という。)で法人であるものが次条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその第二種特定製品回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

五 次条において準用する第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(準用)

第二十八条 第十二条から第十八条までの規定は、第二種特定製品回収業者について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第九条第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、同条第二項中「第九条第二項、第十条及び前条」とあるのは「第二十五条第二項、第二十六条及び第二十七条」と、第十三条第一項中「第九条第二項各号」とあるのは「第二十五条第二項各号」と、同条第二項中「第十条及び第二十一条」とあるのは「第二十六条及び第二十七条」と、第十四条中「第一種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第二種特定製品回収業者登録簿」と、第十五条第一項中「都道府県知事(第五号に掲げる場合)においては、当該廃止した第一種フロン類回収業者に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、同項第五号中「都道府県の区域内において第一種フロン類回収業者」とあるのは「第二種特定製品回収業者」と、第十八条中「第二十一条第一項若

しくは前条第二項とあるのは「第二十八条において準用する第十二条第一項若しくは第十五条第二項」と、「次条第一項」とあるのは「第二十八条において準用する第十七条第一項」と、第十七条第一項第二号中「第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が第十一条第一項とあるのは「第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が第二十七条第一項」と、同項第三号中「第二十一条第二項、第二号又は第六号」とあるのは「第二十七条第一項、第二号、第四号又は第六号」と、同条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十七条第二項」と、第十八条中「第九条から前条まで」とあるのは「第二十五条から第二十七条まで及び第二十八条において準用する第二十一条から第二十七条まで」と読み替へるものとする。

(第一種フロン類回収業者の登録)

第二十九条 第二種フロン類回収業者(使用済自動車に係る第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 回収しようとするフロン類の種類

四 第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

五 その他主務省令で定める事項

(登録の実施)

第三十条 都道府県知事は、前条第一項の規定に

よる登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第二種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第二種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第三十三条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者

四 第二十九条第一項の登録を受けた者(以下「第二種フロン類回収業者」という。)で法人であるものが第三十二条において準用する第十七条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその第二種フロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

五 第三十二条において準用する第十七条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その

停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録手続の特例)

第三十二条 国土交通大臣は、道路運送車両法第七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業者(以下「自動車分解整備事業者」という。)であつて第二十九条第一項の登録を受けようとするものが、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面に主務省令で定める書類を添えて申し出た場合においては、その者に係る同条第二項第四号に掲げる事項が前条第一項に規定する基準に適合していないと認める場合又は当該書面若しくは添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けている場合を除き、当該フロン類の回収の業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該添付書類を添えて、その者に係る第二十九条第二項各号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を通知するものとする。

一 第二十九条第二項各号に掲げる事項

二 その他国土交通省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る者について、第二十九条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第二種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。ただし、その者が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

3 国土交通大臣は、前項の規定により第二十九条第一項の登録を受けた者について次の各号に掲げる事由が生じたときは、その旨を第一項の規定による通知を行った都道府県知事に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、第一号に掲げる事由が生じた旨の通知を

特定製品廃棄者から前条に規定する第二種特定製品の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該第二種特定製品を引き取らなければならない。

(第二種特定製品引取業者の引渡義務)

第三十七条 第二種特定製品引取業者は、前条の規定により引き取った第二種特定製品に冷媒としてフロン類が充てんされている場合には、第二種フロン類回収業者に對し、当該第二種特定

製品が搭載されている自動車の製造等(第三十九條第一項に規定する製造等をいう。)をした者の氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した書類(以下「自動車フロン類管理書」という。)を添付して、当該フロン類を引き渡さなければならない。

(第二種フロン類回収業者の引取義務)

第三十八條 第二種フロン類回収業者は、第二種特定製品引取業者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第二種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

(第一種フロン類回収業者の引取義務)

第三十九條 第二種フロン類回収業者は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、自ら当該フロン類の再利用をする場合その他主務省令で定める場合を除き、次条第一項の規定により当該フロン類を引き取るべき自動車製造業者等(自動車の製造等(製造する行為(他の者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。)の委託(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))を受けて行うものを除く。)、輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。))又は製造する行為若しくは輸入する行為を他の者に対し委託をする行為をいう。以下同じ。))を業として行う者をいう。以下同じ。))に対し、第三十七條の規定により添付された自動車フロン類管理書に主務省令で定める事項を記載し、これを添付して、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第二種フロン類回収業者は、次条第一項の規定によりフロン類を引き取るべき自動車製造業者等が存しないとき、又は当該自動車製造業者

等を確認することができないときは、同項、第四十一條、第五十七條第一項及び第二項、第五十八條、第六十條第一項並びに第六十一條の規定により自動車製造業者等が行う事務を適正かつ確実に行うことができる者として、主務省令で定めるところにより、主務大臣が指定する者(以下「指定義務者」という。)に対し、前項の規定の例により当該フロン類を引き渡さなければならない。

3 第二種フロン類回収業者は、前二項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(自動車製造業者等の引取義務)

第四十條 自動車製造業者等(指定義務者を含む。以下「製造業者等」という。)は、その製造等をした自動車(自動車製造業者等)について相続、合併若しくは分割(その製造等の事業を承継させるものに限る。が)あった場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその製造等の事業を承継した法人又は他の自動車製造業者等からその製造等の事業を譲り受けた者であるときは、被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人又はその製造等の事業を譲り渡した自動車製造業者等が製造等をした自動車を含み、指定義務者等が存せず、又は自動車製造業者等を通知することができない自動車(以下「第二種特定製品」という。以下同じ。))に係る第二種特定製品に冷媒として充てんされていたフロン類について、第二種フロン類回収業者から引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 自動車製造業者等(指定義務者を含む。以下同じ。))は、前項の規定によるフロン類の引取り及び次条第一項の規定によるフロン類の引渡しに関する事務を他の者に委託して行うことができる。

きる。

(自動車製造業者等の引取義務)

第四十一條 自動車製造業者等は、前条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第四十五條第二号に規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 自動車製造業者等は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、第三十九條第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(指導及び助言)

第四十二條 都道府県知事は、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者に対し、第三十六條の規定による第二種特定製品の引取り、第三十八條第一項の規定によるフロン類の引取り又は第三十七條若しくは第三十九條第一項若しくは第二項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

2 主務大臣は、自動車製造業者等に対し、第四十條第一項の規定によるフロン類の引取り又は前条第一項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四十三條 都道府県知事は、第二種フロン類回収業者が第三十八條第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第三十九條第三項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第二種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る第二種フロン類回収業者が第三十二條第二項の規定により登録を受けた者であるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

め、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

3 主務大臣は、自動車製造業者等が第三十九條第三項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

4 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条第一項に規定する引取り又は引渡しをしない第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者があるときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

5 主務大臣は、正当な理由がなくて前条第二項に規定する引取り又は引渡しをしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

6 都道府県知事は、第一項又は第四項の規定による勧告を受けた第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

7 主務大臣は、第三項又は第五項の規定による勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 フロン類の破壊 (フロン類破壊業者の許可)

第四十四條 特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令

で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 破壊しようとするフロン類の種類

四 フロン類の破壊の用に供する施設(以下「フロン類破壊施設」という。)の種類、数、構造及びその破壊の能力

五 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法

六 その他主務省令で定める事項
(許可の基準)

第四十五条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 第四十九条の規定により許可を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者

ニ 前条第一項の許可を受けた者(以下「フロン類破壊業者」という。)で法人であるものが第四十九条の規定により許可を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内にそのフロン類破壊業者の役員であつた者でその処分の日から二年を経過しないもの
ホ 第四十九条の規定により業務の停止を命

ぜられ、その停止の期間が経過しない者へ 法人であつて、その役員のうちからホまでのいずれかに該当する者があるもの
(許可の更新)

第四十六条 第四十四条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十四条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
(変更の許可等)

第四十七条 フロン類破壊業者は、第四十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第四十五条の規定は、前項の許可について準用する。

3 フロン類破壊業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第四十四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
(廃業等の届出)

第四十八条 フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 フロン類の破壊の業務を廃止した場合 フロン類破壊業者であつた個人又はフロン類破壊業者であつた法人を代表する役員

六 フロン類の破壊の業務を休止した場合又は休止した業務を再開した場合 フロン類破壊業者である個人又はフロン類破壊業者である法人を代表する役員

2 フロン類破壊業者が前項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至つたときは、当該フロン類破壊業者に対する第四十四条第一項の許可は、その効力を失う。
(許可の取消し等)

第四十九条 主務大臣は、フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段によりフロン類破壊業者の許可を受けたとき。

二 その者のフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理の方法が第四十五条第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第四十五条第二号イ、ニ又はホのいずれかに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
(フロン類破壊業者名簿)

を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。
(主務省令への委任)

第五十一条 第四十四条から前条までに定めるもののほか、フロン類破壊業者の許可に関し必要な事項については、主務省令で定める。
(フロン類破壊業者の破壊義務等)

第五十二条 フロン類破壊業者は、第一種フロン類回収業者又は自動車製造業者等から第二十一条第一項又は第四十一条第一項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 フロン類破壊業者は、前項の規定によりフロン類を引き取つたときは、主務省令で定めるフロン類の破壊に関する基準に従つて、当該フロン類を破壊しなければならない。

3 フロン類破壊業者は、第一項の規定による引取りに係るフロン類の破壊に要する費用に関し、第一種フロン類回収業者及び自動車製造業者等に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類回収業者及び自動車製造業者等は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。
(破壊量の記録等)

第五十三条 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 フロン類破壊業者は、第一種特定製品廃棄業者、第一種フロン類回収業者、第二種特定製品廃棄業者、第二種特定製品回収業者、第二種フロン類回収業者等から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前

年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならぬ。

(指導及び助言)

第五十四条 主務大臣は、フロン類破壊業者に対し、第五十二条第一項の規定によるフロン類の引取り又は同条第二項の規定によるフロン類の破壊の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は破壊の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第五十五条 主務大臣は、フロン類破壊業者が第五十二条第二項に規定するフロン類の破壊に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は破壊をすべき旨の勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定による勧告を受けたフロン類破壊業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 費用負担

(第一種特定製品廃棄者の費用負担)

第五十六条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から第十九条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、当該第一種特定製品廃棄者に対し、当該フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者に引き渡すために行う運搬及び当該フロン類の破壊を行う場合に必要となる費用(次項において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、適正な料金を請求することができる。

2 第一種特定製品廃棄者は、前項の規定による

第一種フロン類回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(第二種フロン類回収業者の支払う料金)

第五十七条 第二種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、自動車製造業者等に対し、第三十九条第一項又は第二項の規定により自動車製造業者等に引き渡したフロン類の回収及び当該フロン類を引き渡すために行う運搬に要する費用に関し、第二種特定製品に係るフロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務大臣が定める基準に従って自動車製造業者等が定める料金を請求することができる。

2 自動車製造業者等は、前項の規定による請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じて料金を支払わなければならない。

3 自動車製造業者等は、前項に規定する料金の支払に関する事務を他の者に委託して行うことができる。

(第一種フロン類回収業者に支払う料金の公表)

第五十八条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(第二種フロン類回収業者に支払う料金に関する勧告等)

第五十九条 主務大臣は、自動車製造業者等が前条の規定により公表した料金が第五十七条第一項に規定する基準を著しく逸脱していると認めるときその他第二種特定製品に係るフロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、

特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(自動車運行の用に供する者の費用負担)

第六十条 自動車製造業者等は、第五十七条第二項の規定により支払う料金及び第四十条第一項の規定により引き取ったフロン類の破壊に要する費用(次項において「フロン類の回収等の費用」という。)に関し、その製造等をした自動車運行の用に供する者に対し、適正な料金を請求することができる。

2 自動車を運行の用に供する者は、前項の規定による請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(自動車を運行の用に供する者に請求する料金の公表)

第六十一条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条第一項の規定により自動車を運行の用に供する者に対し請求する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(自動車を運行の用に供する者に請求する料金に関する勧告等)

第六十二条 主務大臣は、自動車製造業者等が前条の規定により公表した料金について、第二種特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の適正かつ確実な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(自動車フロン類管理書の保存等)

七条の規定により第二種フロン類回収業者に引き渡したフロン類に添付した自動車フロン類管理書の写しを当該引渡しを行った日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第二種フロン類回収業者は、第三十九条第一項又は第二項の規定により自動車製造業者等に引き渡したフロン類に添付した自動車フロン類管理書の写しを当該引渡しを行った日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

3 自動車製造業者等は、第四十条第一項の規定により引き取ったフロン類に添付された自動車フロン類管理書を当該引取りを行った日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者は、第二種特定製品廃棄者又は自動車製造業者等から、これらの者に係る第一項又は第二項の規定により保存する自動車フロン類管理書の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(勧告及び命令)

第六十四条 都道府県知事は、第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者が、自動車フロン類管理書に関し、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第二項又は前条第一項、第二項若しくは第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し、報告を求め、又は必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第二種特定製品引取業者又は第二種フロン類回収業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、自動車製造業者等が、前条第三項の規定を遵守していないと認めるときは、当

該自動車製造業者等に対し、報告を求め、又は必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ

4 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章 雑則

(フロン類の放出の禁止)

第六十五条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはならない。

(表示)

第六十六条 特定製品の製造等を業として行う者は、当該特定製品を販売する時までに、当該特定製品に冷媒として充てんされているフロン類に、当該特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。

二 当該特定製品(当該特定製品が第二種特定製品である場合にあっては、使用済自動車に係るもの)を廃棄する場合には、当該フロン類の回収が必要であること。

三 当該フロン類の種類及び数量(特定製品の整備の際の遵守事項)

第六十七条 第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第二十一条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準に従って行わなければならない。

2 第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収又は運搬を行う

者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、第三十八条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第二十九条第三項に規定するフロン類の運搬に関する基準に従って行わなければならない。

(主務大臣によるフロン類製造業者等への協力要請)

第六十八条 主務大臣は、フロン類又は特定製品の製造等を行う事業者に対し、第五条に規定する責務にのっとりフロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの開発及びその物質を使用した製品の開発を行うよう努めることを要請するとともに、国が第七

条に規定する責務にのっとり講ずる措置並びに第七十六条及び第七十七条の規定により講ずる措置に、フロン類及び特定製品に係る技術的知識の提供、フロン類の回収及び破壊の促進に関する啓発及び知識の普及その他フロン類の適正かつ確実な回収及び破壊を推進するために必要な協力を求めるように努めるものとする。

(都道府県知事に対する情報の提供その他の措置)

第六十九条 経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣は、第二種特定製品引取業者の登録及び第二種フロン類回収業者の登録の円滑な実施に資するため、都道府県知事に対し、自動車の販売を行う事業者、自動車分解整備事業者、自動車の解体を行う事業者その他の事業者であつて、第二種特定製品の引取り又は第二種特定製品に係るフロン類の回収を業として行おうとするものに関する情報の提供を行うように努めなければならない。

(報告の徴収)

第七十条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又はフロン類破壊業者に

対し、フロン類の回収又は破壊の実施の状況等に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第七十一条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出の要求)

第七十二条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等、フロン類破壊業者、第一種特定製品の整備を行う者若しくは第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(フロン類に関する情報の公表)

第七十三条 主務大臣は、第二十一条第三項若しくは第三十四条の規定による通知又は第五十三条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

(環境大臣によるフロン類破壊業者に関する調査請求)

第七十四条 環境大臣は、フロン類破壊業者がフロン類の破壊その他のフロン類の取扱いに際し

て、専ら環境の保全を目的とする法令に違反した場合は、当該フロン類破壊業者が第五十二条第二項に規定するフロン類の破壊に関する基準に違反していないかどうかを調査するよう主務大臣に求めることができる。

(国の援助)

第七十五条 国は、フロン類の回収及び破壊を促進するために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第七十六条 国は、フロン類の回収及び破壊を促進してフロン類の大気中への排出を抑制するためには、事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、フロン類の回収及び破壊の促進に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する団体が自発的にフロン類の回収及び破壊に資する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第七十七条 国は、フロン類の回収及び破壊に関する技術の研究開発、フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの研究開発その他フロン類に係る環境の保全上の支障の防止に関する研究開発の推進並びにその成果の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

(情報交換の促進等)

第七十八条 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとする。

(主務大臣等)

第七十九条 この法律における主務大臣は、環境

大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第三条に規定する指針のうち第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に係る事項及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る第七十二条の規定による資料の提出の要求に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。ただし、第三十二条第一項及び第三十三条第一項及び第三十三条第二項において準用する第三十三条第一項及び第三十八条第二項並びに第三十九条第三項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)
第八十条 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

3 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、陸運支局長に委任することができる。

4 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第二章に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

(経過措置)
第八十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則
第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一類第十一号 環境委員会議録第十二号 平成十三年六月八日

一 第九条第一項、第二十五条第一項又は第二十九条第一項の規定に違反して登録を受けないうでフロン類の回収又は使用済自動車に係る第二種特定製品の引取りを業として行った者
二 不正の手段によって第九条第一項、第二十五条第一項又は第二十九条第一項の登録(第十二条第一項、第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の登録の更新を含む)を受けた者
三 第三十七条第一項(第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者
四 第四十四条第一項の規定に違反して許可を受けないうでフロン類の破壊を業として行った者

五 不正の手段によって第四十四条第一項の許可(第四十六条第一項の許可の更新を含む。)を受けた者
六 第四十七条第一項の規定に違反して第四十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者
七 第四十九条の規定による業務の停止の命令に違反した者
八 第六十五条の規定に違反して特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出した者

第八十三条 第二十四条第三項、第四十三条第六項若しくは第七項、第五十五条第三項、第五十九条第二項、第六十二条第二項又は第六十四条第二項若しくは第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
第八十四条 第十三条第一項(第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。)又は第四十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第二十二条第一項(第二十三条において準

用する場合を含む。)又は第五十三条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者
二 第二十条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。)、第五十三条第三項又は第七十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第六十三条第一項から第三項までの規定に違反して、自動車フロン類管理書又はその写しを保存しなかった者
四 第七十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十二条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一 第十五条第二項(第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。)又は第四十八条第一項の規定による届出を怠った者
二 第六十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条、第二条、第九条から第十八条まで、第四十四条から第五十一条まで、第七十条(第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)、第七十一条(第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)、第七十九條から第八十一条まで、第八十二条第一号(第九条第一項に係る部分に限る。)、第二号(第九条第一項に係る部分に限る。)、第三号(第二十八条及び第三十三条において準用する第三十三條第一項に係る部分を除く。)、及び第四号から第七号まで、第八十四条(第二十八条及び第三十三条において準用する第三十三條第一項に係る部分を除く。)、第八十五条第二号(第七十条(第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。))に係る部分に限る。及び第四号(第七十一条第一項中第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)、第八十六条、第八十七条第一号(第二十八条及び第三十三条において準用する第三十三條第一項に係る部分を除く。)、並びに次条第一項から第四項までの規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第三十三條において準用する第二十二條第一項及び第二項、第三十四條から第三十八條まで、第三十九條(同条第二項の規定による指定に係る部分を除く。)、第四十條から第四十三條まで、第五十二條第一種フロン類回収業者からのフロン類の引取り及びその破壊に係る部分を除く。)、第五十七條から第六十四條まで、第六十七條第二項、第七十條(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第七十一条(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第八十三條、第八十四條第三項及び第五十五條第二項に係る部分を除く。並びに第八十五条第一号(第三十三條において準用する第三十三條第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十三條において準用する第三十三條第一項に係る部分に限る。)、第三号(第三十三條において準用する第三十三條第一項に係る部分に限る。)、第四号(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第五号及び第六号(第七十一條第一項中自動車製造業者等に係る部分に限る。))の規定(この法律の施行の日(以下「施行日」という。))の翌日から平成十四年十月三十一日まで)の間において政令で定める日
三 第七十八條並びに附則第四條及び第五條の

に係る部分に限る。)、第三号(第二十八条及び第三十三条において準用する第三十三條第一項に係る部分を除く。)、及び第四号から第七号まで、第八十四条(第二十八条及び第三十三条において準用する第三十三條第一項に係る部分を除く。)、第八十五条第二号(第七十条(第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。))に係る部分に限る。及び第四号(第七十一条第一項中第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)、第八十六条、第八十七条第一号(第二十八条及び第三十三条において準用する第三十三條第一項に係る部分を除く。)、並びに次条第一項から第四項までの規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第三十三條において準用する第二十二條第一項及び第二項、第三十四條から第三十八條まで、第三十九條(同条第二項の規定による指定に係る部分を除く。)、第四十條から第四十三條まで、第五十二條第一種フロン類回収業者からのフロン類の引取り及びその破壊に係る部分を除く。)、第五十七條から第六十四條まで、第六十七條第二項、第七十條(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第七十一条(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第八十三條、第八十四條第三項及び第五十五條第二項に係る部分を除く。並びに第八十五条第一号(第三十三條において準用する第三十三條第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十三條において準用する第三十三條第一項に係る部分に限る。)、第三号(第三十三條において準用する第三十三條第一項に係る部分に限る。)、第四号(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第五号及び第六号(第七十一條第一項中自動車製造業者等に係る部分に限る。))の規定(この法律の施行の日(以下「施行日」という。))の翌日から平成十四年十月三十一日まで)の間において政令で定める日
三 第七十八條並びに附則第四條及び第五條の

に係る部分に限る。)、第三号(第二十八条及び第三十三条において準用する第三十三條第一項に係る部分を除く。)、及び第四号から第七号まで、第八十四条(第二十八条及び第三十三条において準用する第三十三條第一項に係る部分を除く。)、第八十五条第二号(第七十条(第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。))に係る部分に限る。及び第四号(第七十一条第一項中第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)、第八十六条、第八十七条第一号(第二十八条及び第三十三条において準用する第三十三條第一項に係る部分を除く。)、並びに次条第一項から第四項までの規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第三十三條において準用する第二十二條第一項及び第二項、第三十四條から第三十八條まで、第三十九條(同条第二項の規定による指定に係る部分を除く。)、第四十條から第四十三條まで、第五十二條第一種フロン類回収業者からのフロン類の引取り及びその破壊に係る部分を除く。)、第五十七條から第六十四條まで、第六十七條第二項、第七十條(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第七十一条(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第八十三條、第八十四條第三項及び第五十五條第二項に係る部分を除く。並びに第八十五条第一号(第三十三條において準用する第三十三條第一項に係る部分に限る。)、第二号(第三十三條において準用する第三十三條第一項に係る部分に限る。)、第三号(第三十三條において準用する第三十三條第一項に係る部分に限る。)、第四号(自動車製造業者等に係る部分に限る。)、第五号及び第六号(第七十一條第一項中自動車製造業者等に係る部分に限る。))の規定(この法律の施行の日(以下「施行日」という。))の翌日から平成十四年十月三十一日まで)の間において政令で定める日
三 第七十八條並びに附則第四條及び第五條の

規定 公布の日

(経過措置)

第二條 前條第一号に掲げる規定の施行の際現に第一種フロン類回収業を行っている者は、同号に規定する政令で定める日から同日後六月を経過する日又は施行日の前日のいずれか遅い日までの間(当該期間内に第一條第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、第九條第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き第一種フロン類回収業を行うことができる場合において、同項に規定する期間を経過する日(同項後段の場合にあっては、同項後段の登録又は登録の拒否の処分の日)が施行日以後の日となるときは、その者を当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなして、第十七條第一項登録の取消しに係る部分を除く。及び第二項、第十九條から第二十一条まで、第二十二條第一項及び第二項、第二十三條、第二十四條、第五十二條第一項及び第三項、第五十三條第二項、第五十六條並びに第七十條から第七十二條までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

3 前條第一号に掲げる規定の施行の際現に特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行っている者は、同号に規定する政令で定める日から同日後六月を経過する日又は施行日の前日のいずれか遅い日までの間(当該期間内に第四十四條第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したとき

は、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 前項の規定により引き続き特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行うことができる場合において、同項に規定する期間を経過する日(同項後段の場合にあっては、同項後段の許可又は不許可の処分の日)が施行日以後の日となるときは、その者を主務大臣の許可を受けたフロン類破壊業者とみなして、第二十一條第一項、第二十二條第一項及び第二項、第四十九條(許可の取消しに係る部分を除く)、第五十二條から第五十五條まで、第五十六條第一項、第七十條から第七十二條まで並びに第七十四條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

5 この法律の施行の際現に第二種特定製品引取業を行っている者は、施行日から前條第二号に規定する政令で定める日の前日までの間(当該期間内に第二十七條第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、第二十五條第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

6 前項後段の規定により引き続き第二種特定製品引取業を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた第二種特定製品引取業者とみなして、第二十八條において準用する第十七條第一項(登録の取消しに係る部分を除く。及び第二項、第三十五條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第四項及び第六項、第五十三條第二項、第六十三條第一項及び第四項、第六十四條第一項及び第二項並びに第七十條から第七十二條までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する。

7 この法律の施行の際現に第二種フロン類回収業を行っている者は、施行日から前條第二号に規定する政令で定める日の前日までの間(当該期間内に第三十一條第一項若しくは第三十二條第二項ただし書の規定による登録を拒否する処分又は同条第一項の規定による通知をしないこととの決定があったときは、当該処分又は決定のあった日までの間)は、第二十九條第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請又は第三十二條第一項の規定による申出をした場合において、その期間を経過したときは、その申請又は申出について登録若しくは登録の拒否の処分又は同項の規定による通知をしないこととの決定があるまでの間も、同様とする。

8 前項後段の規定により引き続き第二種フロン類回収業を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた第二種フロン類回収業者とみなして、第三十三條において準用する第十七條第一項登録の取消しに係る部分を除く。及び第二項、第三十三條において準用する第二十二條第一項及び第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第一項、第四項及び第六項、第五十三條第二項、第五十七條第一項、第六十三條第一項、第二項及び第四項、第六十四條第一項及び第二項並びに第七十條から第七十二條までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第二條 施行日から附則第一條第二号に規定する政令で定める日の前日までの間における第八十二條の規定の適用については、同条第八号中「特定製品」とあるのは、「第一種特定製品」とする。

(検討)

第四條 政府は、第二種特定製品に関し、第六十條の規定により自動車製造業者等がその製造等

をした自動車を運行の用に供する者に対して費用の負担を求める方法について検討を加え、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収及び破壊については、使用済自動車の循環的な利用の中で、体的に行われることが適当であることにかんがみ、使用済自動車の循環的な利用に関する法律の検討に当たっては、この法律の第二種特定製品からのフロン類の回収及び破壊に関する規定について廃止を含めた見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五條 政府は、冷媒以外の用途に使用されているフロン類の回収及び破壊等に関する調査研究を推進し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。この場合において、特に、断熱材に含まれるフロン類の回収及び破壊等については、速やかに調査研究を推進し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーからのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーに使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三 当該粒子状物質対策地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される粒子状物質及び原因物質について、浮遊粒子状物質に係る大気環境基準に照らし環境省令で定めるところにより算定される総量(原因物質については、環境省令で定めるところにより粒子状物質に換算した総量)

四 第二号に掲げる総量についての削減目標量(中間目標としての削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む。)

五 計画の達成の期間及び方途

3 第七条第三項から第五項までの規定は、粒子状物質総量削減計画の策定及び変更について準用する。

第二条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「窒素酸化物排出基準」の下に「及び粒子状物質排出基準」を加え、「事業活動に係る自動車の使用に関する窒素酸化物を「事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質」に改める。

第四条第一項中「事業活動に係る自動車の使用に関し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることにより、自動車排出窒素酸化物等の排出が抑制されるを「事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずる」に改める。

第六条第二項第二号中「策定」の下に「、第十五条第一項の判断の基準となるべき事項の策定を加える。

第七条第三項中「の承認を受けなければ」を「に協議し、その同意を得なければ」に改め、同条第四項中「承認」を「同意」に改める。

第八条第二項第二号中「策定」の下に「、第十五条第一項の判断の基準となるべき事項の策定を加える。

第十二条の見出しを「(窒素酸化物排出基準

等)に改め、同条第一項を次のように改める。

環境大臣は、自動車の種類、排出状況(窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出状況)をいう。第十七条において同じ。)等を勘案し、環境省令で、窒素酸化物排出自動車(その運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物が窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車であつて、窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有するものをいう。次項及び同条において同じ。)にあっては窒素酸化物の排出量に関する基準(以下「窒素酸化物排出基準」という。)を、粒子状物質排出自動車(その運行に伴って排出される自動車排出粒子状物質が粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車であつて、粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有するものをいう。同項及び同条において同じ。)にあっては粒子状物質の排出量に関する基準(以下「粒子状物質排出基準」という。)を定めなければならない。

第十二条第二項中「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準」に、「特定自動車の」を「窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車の」に改め、「自動車排出窒素酸化物」の下に「又は自動車排出粒子状物質」を加え、同条第三項中「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準」に改め、「窒素酸化物対策地域」の下に「又は粒子状物質対策地域」を加える。

第十三条第一項中「前条第一項の」の下に「窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして」を加え、「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定は、前条第一項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車について準用する。この場合において、第一項中「窒素酸化物対策地域」とあるのは「粒子状物質対策地域」と、「窒素酸化物排出基準」とあるのは「粒子状物質排出基準」と読み替へるものとする。

4 第二項の規定は、前項において準用する第一項の区分又は期間を定める政令について準用する。

第十四条の見出し中「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準等」に改め、同条中「自動車排出窒素酸化物を」を「自動車排出窒素酸化物等」に、「特定自動車排出基準を」を「窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準」に改める。

第十五条を次のように改める。

(事業者の判断の基準となるべき事項)

第十五条 製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るため、窒素酸化物総量削減基本方針及び粒子状物質総量削減基本方針に基づき、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置その他の措置に関し、その所管に係る事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、事業活動に係る自動車の使用の状況、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 事業所管大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 環境大臣は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、第一項に規定する判断の基準となるべき事項に関し、事業所管大臣に対し、意見を述べることができる。

第十九条を削る。

第十八条中「経過措置」の下に「(罰則に関する経過措置を含む。)」を加え、同条を第二十六条とし、同条の次に次の四条を加える。

(主務省令)

第二十七条 この法律において主務省令は、環境大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

(罰則)

第二十八条 第十九条第三項(第二十二條第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項(第二十二條第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)の規定による提出をしなかつた者

二 第十八条又は第二十条第一項(これらの規定を第二十二條第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十条第一項(第二十二條第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第十七条を第二十五条とし、第二十六条を第二十四条とし、第十五条の次に次の八条を加える。

(指導及び助言)

第十八条 都道府県知事は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があるとき、事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

(事業者による計画の作成)

第十七条 窒素酸化物排出自動車、粒子状物質排出自動車その他の窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、政令で定めるもの(以下この条において「対象自動車」という。)を使用する事業者は、その対象自動車のうち、排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以上のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するときは、主務省令で定めるところにより、第十五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であつて、その一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車(以下この条及び第十九条第一項において「特定自動車」という。)に係るものの実施に関する計画を作成し、当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事に提出しなければならない。

(定期の報告)

第十八条 前条の規定により同条の計画を作成すべき事業者(次条及び第二十条第一項において「特定事業者」という。)は、毎年、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第十九条 都道府県知事は、特定事業者の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、特定自動車に係るものの抑制が第十五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、特定自動車に係るものの抑制に関し必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第二十条 都道府県知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境大臣への通知等)

第二十一条 都道府県知事は、第十七条の規定による同条の計画の提出又は第十八条の規定による報告があつたときは、主務省令で定め

るところにより、当該計画の提出及び報告に係る事項を環境大臣に通知するものとする。

(自動車運送事業者等に関する特例)

2 環境大臣は、前項の規定による通知があつたときは、当該通知に係る事項を事業所管大臣に通知するものとする。

(自動車運送事業者等に関する特例)

第二十二条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の規定による自動車運送事業者及び貨物運送取扱事業者(平成元年法律第八十二号)の規定による第二種利用運送事業者(経営する者に対する第十八条から第十九条まで及び第二十條第一項の規定の適用については、第十八条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項中「都道府県知事」とあり、並びに第十七条中「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事」とあるのは、国土交通大臣)と、同条及び第十八条中「主務省令」とあるのは、環境省令、国土交通省令とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により読み替へて適用される第十七条の規定による同条の計画の提出又は同項の規定により読み替へて適用される第十八条の規定による報告があつたときは、遅滞なく、環境省令、国土交通省令で定めるところにより、その内容を環境大臣及び関係都道府県知事に通知するものとする。

3 環境大臣又は窒素酸化物対策地域若しくは粒子状物質対策地域をその区域の全部若しくは一部とする都道府県の知事は、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定により読み替へて適用される第六條、第十九条又は第二十条第一項の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を、環境大臣

の要請を受けて講じたものにあつては環境大臣に、都道府県知事の要請を受けて講じたものにあつては当該都道府県知事に通知するものとする。

(国土交通大臣の権限の委任)

第二十三条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

(施行期日)

附則

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、陸運支局長に委任することができる。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一

第一條のうち自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七條の次に二條を加える改正規定(同法第八條第三項(第六條第三項、第四項、第五項(案の作成に係る部分に限る。))及び第六項の準用に係る部分に限る。))に係る部分 公布の日

二

第二條中自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六條第二項第二号の改正規定、同法第八條第二項第二号の改正規定、同法第十二條第三項の改正規定、同法第十三條に二項を加える改正規定(第四項に係る部分に限る。))及び同法第十五條の改正規定(第三項に係る部分に限る。)) 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三

第二條の規定(前号に掲げる規定を除く。))並びに次条及び附則第五條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条第三項(同条第六項及び第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされた承認又は同号に掲げる規定の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請は、それぞれ第二条の規定による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条第三項(同条第八項及び第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(検討)

第三条 政府は、窒素酸化物総量削減基本方針において定める窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する目標及び粒子状物質総量削減基本方針において定める粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する目標の達成状況に依り、この法律による改正後の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の項中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を、「同条第六項」の下に「及び第九条第三項」を、「含む。」の下に「並びに第九条第一項」を加える。

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の

項を削る。

理由

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気の汚染の現況にかんがみ、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気の汚染の防止を図るため、自動車排出粒子状物質について、その総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、排出量に関する基準を定めるとともに、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための措置を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。